

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
議長	※ 委員発言が行われた部分のみ記述する。 (1) 協議事項 令和7年度地域包括支援センター運営方針(案)について(2) 報告事項 地域密着型サービス事業者 集団指導について、(3) その他を議題とする。事務局から説明をお願いする。
高齢者支援課副主幹	(1) 協議事項 令和7年度地域包括支援センター運営方針(案)について、 資料1-1 令和7年度地域包括支援センター運営方針(案) 資料1-2 入間市地域包括支援センター運営方針新旧対照表(案) を用いて説明。
議長	事務局から説明があった。各委員のご質疑、ご意見をいただきたい。
大澤委員	資料1-1の認知症施策推進業務について、内容に変化はないが記載方法を変更した、とあった。変更した理由については認知症に関する相談が増えた、または、地域包括支援センターの職員から記載事項について何か意見を受けたことによるものなのか。
高齢者支援課副主幹	地域包括支援センター等から意見があったわけではない。来年度の運営方針を作成するにあたり、より分かりやすくなるよう改善したものである。 入間市では認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症施策についても力を入れていきたい。
宮澤委員	資料1-1の苦情対応の項目でカスタマーハラスメントについての対応が記載されているが、「カスタマーハラスメントとは何か」の説明を

発 言 者	発 言 内 容
高齢者支援課副主幹	明記し、今の情勢に適応した内容であると強調したらどうか。 二点目に、今回の協議で改定した運営方針を令和7年の2月に各センターへ示すとのことだが、今回の会議だけで運営方針を決めてしまうのでは不十分ではないか。 カスタマーハラスメントの文言については脚注をつけるか検討させていただく。二点目については、今回の協議会でご協議いただいたもので概ね決定と考えている。例年、2回目の協議会で審議をいただいたものを2月に地域包括支援センターへ示し、各センターに来年度の計画を立てていただくようにしている。
議長	宮澤委員の意見には、この場で協議し改めた運営方針を地域包括支援センターに示す前に再度、委員に示す必要があるのではないかとということも含まれていると思うが、その点についてはどうか。
高齢者支援課副主幹	今回の協議会をもって来年度の運営方針は確定としたいが、必要があれば資料を地域包括支援センターに示す前に委員に確認いただくようにする。
宮澤委員	今回の運営方針の改定は、第9期の介護保険事業計画の一年目の年であるため大きな変更点はなく前年度の運営方針をより詳しいものに改めたものであるという捉え方でいいか。
高齢者支援課副主幹	介護保険法の改正があったが、地域包括支援センターの運営に関することについては、今年度の運営方針から大きく内容を変更しなければならぬものではなかった。現在実施している事業をより詳しくするもので、今回示した案になった。

発 言 者	発 言 内 容
村上委員	入間市の中で予防プランの作成を受けている居宅介護支援事業所はいくつあるか。
介護保険課副主幹	現在、予防の指定を受けている居宅介護支援事業所はない。
村上委員	地域包括支援センターの業務負担軽減のため、予防のプランを居宅介護支援事業所でも受けてもらえるようになった、とのことだが現実を受けてくれる居宅介護支援事業所はなく、包括支援センターの業務量は減らないということを改めて認識した。
小池委員	指定を受けている居宅介護支援事業所がないというのは市が直接委託している事業所がないということで、地域包括支援センターから委託を受けている事業所ではあるということでは間違いはないか。また市からの委託となると指定を受けるための事務作業が煩雑という印象を抱くが、指定をする側の市職員として何か準備していることはあるのか。
介護保険課副主幹	市から指定を受けているものはないが、地域包括支援センターから委託している事業所はある。指定を受けるための様式は簡素化しており、今までより申請しやすくなっている。また、事業所へ予防のプランを受けてほしいという案内は出している。
介護保険課副主幹	(2) 報告事項 地域密着型サービス事業所 集団指導について 資料2「地域密着型サービス事業所 集団指導について」を用いて説明。
議長	事務局から説明があった。各委員のご質疑、ご意見をいただきたい。

発 言 者	発 言 内 容
宮澤委員	集団指導の対象事業所として指定地域密着型サービス事業所が24事業所と記載されているが、これは市内にある事業所全体のうちの24事業所なのか母数を示してほしい。まだ実施していない事業所があるとするのならその事業所についてはいつ実施するのか。
介護保険課副主幹	24事業所というのは市内にある指定地域密着型サービス事業所全体の数となっており、全ての事業所で実施し回答をいただいている。
議長	集団指導を実施したことで事業所側から指導の方法や中身について何か意見はあったか。上がった意見について示していただきたい。
介護保険課副主幹	実施した際のアンケートには自由記載欄を設けており、そこでは市公式ホームページ上での実施は簡素で便利といった意見をいただいている。実施にあたって何か不具合が起きた事業所も特になく、概ね肯定的な意見をいただいた。
小池委員	今回集団指導について示していただいたが、運営指導（実地指導）は今年度中に実施する予定はあるのか。
介護保険課主幹	運営指導（実地指導）については地域密着型通所介護で3か所、小規模多機能型居宅介護支援で2か所、指導を予定している。
宮澤委員	運営指導（実地指導）という言葉が突然出てきたが、運営指導（実地指導）とは具体的にどういうものなのか。サイクル・対象・狙い等を示してほしい。誰でも理解できる資料の作成・説明をしてほしい。

発 言 者	発 言 内 容
健康推進部長	事業所に対して様々な指導がある中で、今回はどのような指導がなされたのか、説明が不十分で大変申し訳なかった。集団指導と運営指導（実地指導）について介護保険課長より説明させていただく。
介護保険課長	集団指導については原則毎年行っているものである。運営指導（実地指導）については6年に1度行っており入間市では指定更新の前の時期に実態調査を行うものとなっている。第1回運営協議会の「資料2-2 市内地域密着型サービスの指定状況及び運営指導状況」に令和5年度・令和6年度運営指導対象施設を掲載している。 （4）その他 （特に意見なし） 以上で本日の議題を終了する。

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

2024年 12月 23日

議 長 の 署 名

江口 哲郎

